

国立大学法人和歌山大学旅費規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 34 号
最終改正 平成26年 8月 26日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の用務のため旅行する役員、教職員及び臨時職員等（以下「職員」という。）並びに役員、職員以外の者に支給する旅費に関して必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 本学が役員、職員及び役員、職員以外の者に支給する旅費については、別に定めがある場合を除きこの規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、本学組織規則第3条、第4条並びに第5条に規定する者をいう。
- (2) 「教職員」とは、本学組織規則第6条に規定する者をいう。
- (3) 「臨時職員等」とは、本学臨時職員就業規則第2条、その他雇用規程により雇用される者をいう。
- (4) 「内国旅行」とは、本邦における旅行をいう。
- (5) 「外国旅行」とは、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (6) 「出張」とは、役員、職員が上司の命令により本学の業務のため一時その勤務地（役員、職員が勤務している部局等の所在地をいう。以下同じ。）を離れて旅行し、又は役員、職員以外の者が本学の依頼を受けた業務のため一時その勤務地又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (7) 「研修旅行」とは、本学組織規則第6条に規定する者のうち、教員及び附属学校教員、若しくは本学教職員就業規則第1条第5項に規定する特任教員が自発的に願い出て本学の業務による教育・研究のため一時その勤務地を離れて旅行することをいう。
- (8) 「赴任」とは、新たに採用等（勤務所を異にする異動を含む。）された役員、教職員及び常時勤務に服することを要する臨時職員等がその採用等に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行することをいう。
- (9) 「扶養親族」とは、役員及び教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役員及び教職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- (10) 「遺族」とは、役員、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにその他役員、職員の死亡当時役員、職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (11) 「旅行者」とは、旅行命令等を受けて旅行する若しくは旅行した役員、職員若しくは役員、職員以外の者又は第3条第5項及び第6項により旅費を支給され旅行する若しくは旅行した扶養親族又は遺族をいう。

(旅費の支給)

第3条 役員、職員が出張した場合には、当該役員、職員に対し、旅費を支給する。

2 前条第7号に規定された者が研修旅行した場合には、当該者に対し、旅費の全額又は一

旅費規程

部を支給又は不支給とすることができる。

- 3 役員、教職員及び常時勤務に服することを要する臨時職員等が赴任した場合には、当該役員、教職員及び常時勤務に服することを要する臨時職員等に対し、旅費を支給する。
- 4 役員、職員以外の者が、本学の依頼に応じて出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。この場合、役員、職員のうちから招へい責任者を置き、当該出張(外国の研究者の招へいを含む。)にかかる旅費を受領させることができる。なお、当該招へい責任者は、受領した旅費について会計上の責任を有する。
- 5 役員、職員が、出張又は研修旅行のための旅行中に死亡した場合には、当該役員、職員の遺族に対し旅費を支給する。
- 6 役員、教職員及び常時勤務に服することを要する臨時職員等が、赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該役員、教職員及び常時勤務に服することを要する臨時職員等の遺族に対し旅費を支給する。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号の区分により旅行命令(承認)者(以下「旅行命令者」という。)の旅行命令、旅行依頼及び研修旅行の承認(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項及び第3項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- (3) 前条第2項の規定に該当する旅行 研修旅行の承認

2 旅行命令者は、旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合は、当該旅行者に通知しなければならない。

3 旅行命令者については別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、速やかに旅行命令者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(旅行日数)

第7条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第4項及び第5項の規定に該当する場合には、旅行計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(旅費の請求及び精算手続)

第8条 旅費（仮払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び仮払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の様式に必要な書類を添えて、これを予算・決算担当役に提出しなければならない。

（報告）

第9条 旅行者は、出張又は研修旅行を終了したときは、速やかに必要な報告をしなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

（内国旅費の種類）

第10条 内国旅行の旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- （1） 鉄道賃
- （2） 船賃
- （3） 航空賃
- （4） 車賃
- （5） 日当
- （6） 宿泊料
- （7） 移転料
- （8） 着後手当
- （9） 扶養親族移転料

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、乗車に要する運賃、急行料金、座席指定料金とする。

2 急行料金は、特別急行、又は普通急行列車を運行する路線により旅行する場合に支給する。ただし、特別急行料金は片道100キロメートル以上、普通急行料金は片道50キロメートル以上のものに支給する。

3 座席指定料金は、特別急行列車、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に支給する。

（船賃）

第12条 船賃は、乗船に要する運賃、座席指定料金とする。

2 座席指定料金は、座席指定のある船舶を運行する航路により旅行する場合に支給する。

（航空賃）

第13条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第14条 車賃は、業務上の必要により、公共交通機関による自動車等を利用した場合にその実費を支給する。

（日当）

第15条 日当は、旅行中の日数に応じ別表第1に掲げる額とする。ただし、旅行者が同一地域（市町村の存する地域（特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域））に滞在する場合、滞在日数30日を超える日数については、別表第1の定額の10分の9に相当する額、滞在日数が60日を超える日数については、別表第1の額の10分の8に相当する額を1日当たりの定額とする。

（宿泊料）

旅費規程

第16条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表第2に掲げる額とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第17条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じて、別表第3の定額を支給する。

(着後手当)

第18条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合、別表第1の日当定額の5日分及び別表第2の宿泊料定額の5夜分を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の着後手当の額は、それぞれ当該各号に規定する額とする。

(1) 旅行者が勤務地に到着後、本学の宿舎若しくはこれに準ずる宿舎又は自宅に入居するときは、別表第1の日当定額の2日分及び別表第2の宿泊料定額の2夜分に相当する額

(2) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満のときは、日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

(3) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満のときは、日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

3 外国から本邦に赴任した場合は、日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分を支給する。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料は、赴任の際、扶養親族を旧勤務地（新たに採用された役員及び教職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、当該役員及び教職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満（赴任を命ぜられた日において胎児であった子を含む。以下 同じ。）の者については、当該役員及び教職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

2 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、第17条及び前項に規定する額に相当する額を支給する。

(近距離旅行)

第20条 別表第4に掲げる近郊地域への旅行（自動車による旅行も含む。）は、原則として日帰り旅行とし、別表第1の日当定額の2分の1、鉄道賃、船賃及び車賃を支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表第1の日当定額の2分の1及び別表第2の宿泊料を支給する。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、当該役員、職員の死亡地から勤務地までの往復及び必要な滞在に要する当該役員、職員相当の旅費とする。

2 第3条第6項の規定により支給する旅費は、当該役員及び教職員の死亡地から勤務地までの往復及び必要な滞在に要する当該役員及び教職員相当の旅費とする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費の種類)

第22条 外国旅行の旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 鉄道賃
- (2) 船賃
- (3) 航空賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料
- (7) 移転料
- (8) 着後手当
- (9) 扶養親族移転料
- (10) 旅行雑費

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、原則として通常の経路による旅客運賃、急行料金及び寝台料金により実費を支給する。

- 2 旅客運賃の等級が3以上の階級に区分されているときは、原則として最下級（役員にあっては、最上級の直近下位の級とする。）の階級とする。ただし、旅行者が事前にビジネスクラス利用理由書を提出することにより、最上級の直近下位の階級の運賃とすることができる。

(日当及び宿泊料)

第24条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の定額による。ただし、旅行者が同一旅行地に滞在する場合、その地域に到達した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える日数については、別表第5の定額の10分の9に相当する額、滞在日数が60日を超える日数については、別表第5の定額の10分の8に相当する額を1日当たりの定額とする。

- 2 同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除外する。
- 3 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。
- 4 第16条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料に準用する。

(移転料)

第25条 赴任の際、扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地（新たに採用された職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地までの路程に応じ、別表第6に定める額（以下、本条において「定額」という。）とする。ただし、2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。

- 2 赴任の際、扶養親族を随伴しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額

旅費規程

による。

- 3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが、外国に在勤中、学長の承認を受け、同一勤務地について一回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の移転料の額は、赴任の際に扶養親族を居住地から新勤務地へ随伴して赴任したものとみなして、第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして、前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額とする。

(着後手当)

第26条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合、別表第5の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分を支給する。

(扶養親族移転料)

第27条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 扶養親族を旧勤務地から新勤務地に随伴するとき

(2) 外国に勤務中、学長の承認を受け、同一勤務地について一回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき

- 2 扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた日における随伴する扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における当該役員及び教職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料の実費並びに日当及び着後手当の3分2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その移転の際における当該役員及び教職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料の実費並びに日当及び着後手当の3分2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の3分の1に相当する額

(旅行雑費)

第28条 旅行雑費の額は、次に掲げる各号に要した額により実費を支給する。

(1) 旅行者の予防注射

(2) 旅券の交付手数料及び査証手数料

(3) 入出国税

(4) 旅客サービス施設使用料

(5) 査証取得のための代理手数料(旅行会社への支払分)

(6) 査証取得のための健康診断料

第4章 雑則

(旅費の調整)

第29条 旅行命令者は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規定による旅費を支給することが適当でないと認める場合は、一部減額して支給することができる。

- 2 旅行命令者は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規定による旅費により旅行することが困難であると認める場合は、これを増額して支給することができる。

- 3 役員、職員が、外部機関の依頼に応じて旅行するにあたり、当該外部機関から旅費の全部又は一部を支給される場合は、その受ける限度において旅費を減額して支給する。

(旅費の特例)

第30条 学長は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定により帰郷旅費を支給する場合は、その金額を旅費として当該役員、職員に対して支給する。

附則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第377号）

この改正規程は、平成17年4月1日より施行する。ただし、改正後の規定中、事務局長に係る規定は、平成17年2月16日から適用する。

附則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第519号）

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第592号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第640号）

この改正規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、改正規定中、別表第5の和歌山県に係る規定は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第691号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第726号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第848号）

この改正規程は、平成20年7月1日から適用する。

附則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第991号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年9月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1149号）

この改正規程は、平成22年9月8日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附則（平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1326号）

この改正規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1492号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年8月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1539号）

この改正規程は、平成26年8月26日から施行する。

旅費規程

別表第1（第15条，第18条関係）

内国旅行の日当

区 分	日当（1日につき）
役員、職員	2,200円
役員、職員以外の者（役員相当）	2,600円
役員、職員以外の者（役員相当以外の者）	2,200円

別表第2（第16条，第18条関係）

内国旅行の宿泊料

区 分	宿泊料（1夜につき）
役員、職員	10,900円
役員、職員以外の者（役員相当）	13,100円
役員、職員以外の者（役員相当以外の者）	10,900円

別表第3（第17条関係）

移転料

区 分	鉄道 50km未満	鉄道 50km以上 100km未満	鉄道 100km以上 300km未満	鉄道 300km以上 500km未満	鉄道 500km以上 1,000km未満
役員及び 教職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円

区 分	鉄道 1,000km以上 1,500km未満	鉄道 1,500km以上 2,000km未満	鉄道 2,000km以上
役員及び 教職員	261,000円	279,000円	324,000円

備考

1. 路程の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

別表第4（第20条関係）

近郊地域（南紀熊野サテライト所属職員を除く）

府県名	地 域
和歌山県	新宮市、田辺市（旧田辺市（*）を除く）、西牟婁郡及び東牟婁郡を除く全域
大阪府	全 域
奈良県	宇陀市、宇陀郡、五條市及び吉野郡を除く全域
兵庫県	神戸市、明石市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
京都府	京都市、向日市、長岡京市、八幡市、城陽市、京田辺市
滋賀県	大津市

（*）旧田辺市とは、田辺市のうち、田辺市龍神村、中辺路町、本宮町、鮎川、深谷、小谷、竹ノ平、西大谷、向山、合川、下露、佐田、中ノ俣、谷野口、面川、串、九川、長瀬、東伏菟野、熊野、木守、五味、原、

古屋、平瀬、和田、下川上、下川下、以外をいう。

近郊地域（南紀熊野サテライト所属職員）

府県名	地 域
和歌山県	全 域
大阪府	阪南市、泉南市、泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南郡

別表第5（第24条関係）

外国旅行の日当

区 分	日当（1日につき）	
	A地方	B地方
役員、職員	5,200円	4,200円
役員、職員以外の者（役員相当）	6,200円	5,000円
役員、職員以外の者（役員相当以外の者）	5,200円	4,200円

船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、B地方につき定める定額とする。

外国旅行の宿泊料

区 分	宿泊料（1夜につき）	
	A地方	B地方
役員、職員	16,100円	12,900円
役員、職員以外の者（役員相当）	18,800円	13,500円
役員、職員以外の者（役員相当以外の者）	16,100円	12,900円

備考

表中の「A地方、B地方」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) A地方

シンガポール、モスクワ、アビジャンの各都市と北米地域、欧州地域、中近東地域として（3）で定める地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

(2) B地方

A地方を除いた地域（本邦を除く。）

(3) 各地域は以下のとおりとする。

北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

旅費規程

中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺島しょ

別表第6（第25条関係）

外国旅行の移転料

区 分	鉄道 100km未満	鉄道 100km以上 500km未満	鉄道 500km以上 1,000km未満	鉄道 1,000km以上 1,500km未満	鉄道 1,500km以上 2,000km未満
役員及び 教職員	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円

区 分	鉄道 2,000km以上 5,000km未満	鉄道 5,000km以上 10,000km未満	鉄道 10,000km以上 15,000km未満	鉄道 15,000km以上 20,000km未満	鉄道 20,000km以上
役員及び 教職員	428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円

備考：路程の計算については、水路及び陸路1kmをもってそれぞれ鉄道1kmとみなす。